

(その1)

収 支 報 告 書

令和6年分
開催分



(ふ り が な) ごとうしげゆきしおじりこうえんかい

1 政 治 団 体 の 名 称 後藤茂之塩尻後援会

2 主たる事務所の所在地 長野県塩尻市大門七番町5-12 中野ビル1F

3 代 表 者 の 氏 名 清沢 由幸

4 会 計 責 任 者 の 氏 名 小林 勇郎

事 務 担 当 者 の 氏 名

 藤森 義貴

(電話) 0266-57-3370

(電話) _____

(電話) _____

政 治 団 体 の 区 分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政 党 の 支 部	の 規 定 に よ る 政 治 団 体
☐ 政 治 資 金 団 体	☒ そ の 他 の 政 治 団 体
	☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活 動 区 域 の 区 分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公 職 の 種 類	
(現職・候補者の別)	
資金管理団体の届	
出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第2号に係る国会議員関係政治団体	
公 職 の 候 補 者	
の 氏 名 後藤 茂之	
公 職 の 種 類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
公 職 の 候 補 者	
の 氏 名 (2人目)	
公 職 の 種 類	
(現職・候補者の別)	
公 職 の 候 補 者	
の 氏 名 (3人目)	
公 職 の 種 類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

6年整理番号 K9

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	6,829,350
(前年からの繰越額)	937,350
(本年の収入額)	5,892,000
支 出 総 額	5,879,384
翌年への繰越額	949,966

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	5,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	5,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	5,000,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	後藤茂之塩尻後援会役員会	202,000	会費
2	後藤茂之塩尻後援会「後藤しげゆきと語る会」	690,000	会費
	この頁の小計	892,000	
	合計	892,000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	藤信会	1,000,000	R6/2/16	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院 第一議員会館704号室	後藤茂之	
2	藤信会	1,000,000	R6/4/19	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院 第一議員会館704号室	後藤茂之	
3	藤信会	1,000,000	R6/6/21	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院 第一議員会館704号室	後藤茂之	
4	藤信会	1,000,000	R6/8/23	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院 第一議員会館704号室	後藤茂之	
5	藤信会	1,000,000	R6/10/25	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院 第一議員会館704号室	後藤茂之	
	こ の 頁 の 小 計	5,000,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	5,000,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	3,060,000		
(2) 光 熱 水 費	207,573		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	294,560		
(4) 事 務 所 費	1,291,339		
小 計	4,853,472	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,025,912		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	1,025,912	0	
合 計	5,879,384		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	電気代	21,773	R6/7/16	中部電力ミライズ(株)	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
2	電気代	26,338	R6/8/15	中部電力ミライズ(株)	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
3	電気代	22,994	R6/9/17	中部電力ミライズ(株)	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
4	電気代	22,674	R6/10/15	中部電力ミライズ(株)	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
5	電気代	32,443	R6/11/18	中部電力ミライズ(株)	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
6	電気代	28,246	R6/12/16	中部電力ミライズ(株)	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
7	灯油代	12,420	R6/12/26	(株) 立石コーポレーション	松本市小屋南2-18-18	
	こ の 頁 の 小 計	166,888				
	そ の 他 の 支 出	40,685				
	合 計	207,573				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー料金	18,175	R6/1/31	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)	長野市鶴賀七瀬中町161-1	
2	コピー料金	23,912	R6/4/30	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)	長野市鶴賀七瀬中町161-1	
3	コピー料金	19,983	R6/7/31	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)	長野市鶴賀七瀬中町161-1	
4	コピー料金	23,542	R6/10/31	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)	長野市鶴賀七瀬中町161-1	
5	コピー機 再リース料	16,500	R6/12/13	昭和リース(株)✓	東京都中央区日本橋室町2-4-3	
	こ の 頁 の 小 計	102,112				
	そ の 他 の 支 出	192,448				
	合 計	294,560				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所賃借料	70,000	R6/1/31	中野 重文	塩尻市大門七番町2-12	
2	事務所賃借料	70,000	R6/2/29	中野 重文	塩尻市大門七番町2-12	
3	事務所賃借料	70,000	R6/3/29	中野 重文	塩尻市大門七番町2-12	
4	事務所賃借料	70,000	R6/4/30	中野 重文	塩尻市大門七番町2-12	
5	事務所賃借料	70,000	R6/5/31	中野 重文	塩尻市大門七番町2-12	
6	事務所賃借料	70,000	R6/6/28	中野 重文	塩尻市大門七番町2-12	
7	事務所賃借料	70,000	R6/7/31	中野 重文	塩尻市大門七番町2-12	
8	事務所賃借料	70,000	R6/8/30	中野 重文	塩尻市大門七番町2-12	
9	事務所賃借料	70,000	R6/9/30	中野 重文	塩尻市大門七番町2-12	
10	事務所賃借料	70,000	R6/10/31	中野 重文	塩尻市大門七番町2-12	
11	事務所賃借料	70,000	R6/11/29	中野 重文	塩尻市大門七番町2-12	
12	事務所賃借料	70,000	R6/12/26	中野 重文	塩尻市大門七番町2-12	
13	電話料金	14,399	R6/11/11	N T Tファイナンス㈱	東京都港区港南1丁目2番70号	
14	郵便代	27,132	R6/4/17	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
15	郵便代	16,380	R6/7/23	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
	こ の 頁 の 小 計	897,911				

(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	郵便代	21,230	R6/10/1	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
17	郵便代	17,000	R6/10/2	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
18	郵便代	17,000	R6/10/13	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
19	郵便代	22,110	R6/12/26	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
20	監査報酬	22,000	R6/6/28	小口敏高税理士事務所 小口敏高	岡谷市長地小萩1-16-31 ✓	
21	水栓交換工事代金	32,000	R6/12/9	㈱中信水道	塩尻市大門7-4-16	
	こ の 頁 の 小 計	131,340				
	そ の 他 の 支 出	262,088				
	合 計	1,291,339				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	組織対策費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	役員会飲食費	192,000	R6/1/21	安喜センター	塩尻市広丘野村1641-1	
2	後藤茂之と語る会飲食費	690,000	R6/2/24	中信会館龍胆	塩尻市大門一番町8-17	
3	後藤茂之と語る会の会場費	22,000	R6/2/26	中信会館龍胆	塩尻市大門一番町8-17	
4	後藤茂之と語る会の横断幕	11,000	R6/2/26	(有)信陽堂印刷所	塩尻市大字塩尻町392-8	
5	県連大会お弁当代	58,212	R6/5/28	中信会館龍胆	塩尻市大門一番町8-17	
6	役員会会場費	40,700	R6/10/25	中信会館龍胆	塩尻市大門一番町8-17	
	こ の 頁 の 小 計	1,013,912				
	そ の 他 の 支 出	12,000				
	合 計	1,025,912				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 23日

政治団体の名称 後藤茂之塩尻後援会

会計責任者の氏名

小林

勇郎



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和 7年 5月 9日

後藤茂之塩尻後援会
代表 清澤 由幸 殿

登録政治資金監査人 小口敏高
登録番号 第 2176 号
研修修了年月日 平成21年5月25日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、後藤茂之塩尻後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、後藤茂之塩尻後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると小口敏高が判断したため、後藤茂之塩尻後援会の従たる事務所(長野県諏訪市上川3丁目2212-1)において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

3 業務制限

後藤茂之塩尻後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、後藤茂之塩尻後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上